

## 平成19年度 第2回千葉県社会福祉審議会老人福祉専門分科会 議事概要

1 日 時 平成20年3月27日(木) 午後2時00分から3時45分

2 場 所 県庁議会棟1階 第1会議室

3 出席者

林会長、赤田委員、鎌田委員、國生委員、小林委員、清水委員、野老委員、  
丁子委員、横山委員、吉井委員(以上10名)

[欠席]

伊佐治委員、井上委員、岩田委員、境野委員、中村委員、根本委員、早川委員  
(以上7名)

【事務局】

飯田高齢者福祉課長、杉本副課長、横尾在宅福祉推進室長、向後施設福祉推進室  
長、里見在宅福祉推進室主幹、永野企画調整班主幹

4 内 容

(司会：杉本副課長)

それでは、定刻となりましたので、只今より、「第2回千葉県社会福祉審議会老人福祉専門分科会」を開会いたします。本日、司会進行を務めさせていただきます、高齢者福祉課副課長の杉本でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、開催に当たりまして、高齢者福祉課飯田課長より皆様にごあいさつを申し上げます。

(飯田課長)

高齢者福祉課長の飯田でございます。よろしくお願いいたします。本日は年度末の大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。本日の会議は、報告事項も含めまして、3つの項目について御説明したいと考えております。

はじめに、生涯大学の関係でございますが昭和50年に開校以来非常に長い歴史があるわけでございますが、今現在、課題も色々あるようでございまして、この学校の運営等につきまして今後集中的に皆様方に御審議いただきたいと考えております。本日はまず学校の現状等について御説明申し上げたいと考えております。

次に、次期高齢者保健福祉計画の策定でございますが、県では平成20年度に、次期高齢者保健福祉計画(21年度~23年度)の策定を行うことになっております。

また、報告事項としまして、「有料老人ホームの指導の強化について」でございますが、このたび、県におきましては有料老人ホームに対して幅広く指導していくために「有料老人ホーム設置運営指導指針」というものを改正させていただきました。その内容等について御説明申し上げたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、専門分野をはじめとして、幅広い観点から御意

見・御助言をお願いいたしまして、簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(松本副課長)

続きまして、本年度、新たに委員に御就任されました方を御紹介いたします。

千葉県民生委員・児童委員協議会会長の丁子様でございます。

なお、本日、御出席されました委員の方々につきましては、お手元に配布いたしました名簿にて御紹介に変えさせていただきたく御了承願います。

それでは、今後の議事の進行につきましては、千葉県社会福祉審議会規程第12条の規定により、分科会長が行うこととされておりますので、林会長に議事の進行をお願いいたします。

(林会長)

それでは、議事を進めさせていただきたいと思っております。皆さんよろしくお願い申し上げます。

では、はじめに議題1の「生涯大学校の今後の運営について」、事務局から説明をお願いします。

(横尾室長)

高齢者福祉課の在宅福祉推進室長の横尾でございます。私の方から議題の1であります生涯大学校の運営について、御説明をさせていただきます。資料1の1ページを御覧ください。課長からの挨拶にもありましたけれども、生涯大学校は学習の機会を提供することにより、高齢者自らが社会活動に参加することによる生きがいの高揚に資するという目的で、昭和50年に千葉市に開校いたしました。

現在5学園6校舎、京葉学園というのは千葉市、東葛飾学園は浅間台校舎が松戸市になります。場所については、また詳しく御説明いたします。それから江戸川台校舎というのが流山市、東総学園が銚子市、外房学園については茂原市、南房学園は館山市というふうに県内5学園6校舎がございます。2年制による一般課程・通信課程・専攻課程というのがありまして、約3,400人の高齢者が学んでいるという状況でございます。

この管理運営でございますけれども、平成18年度から指定管理者制度というのが導入されました。今、株式会社ハリマビシステムという会社に平成18年から20年度までの3ヶ年、業務委託をしているという状況です。

課題になりますけど、松戸とか千葉、流山などのいわゆる都心部の学園では、入学希望者が多いということがありますが、その反面、銚子や館山の地域にある学園の一部学科に、定員に満たない状況が続いています。

開学から30数年経過し、大きな変革もなく来たわけですが、その間、高齢者意識や行動も変化しており、指定管理者制度が20年度で切れ、21年度からの新た

な指定管理者を募集するという時期でもあり、今後の運営についてこの社会福祉審議会老人福祉専門分科会で検討していただきたいと考えております。

なお、今回は、生涯大学の現状について、少し詳しく御説明いたしまして、委員の皆様から御意見をいただき、20年度も引き続きこの老人福祉専門分科会で、この議題について御審議いただき、指定管理者制度の関係もありますので、本年の夏までに、今後の生涯大学の運営についてどのようにしていったらいいのか、御審議いただきたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは2ページ、少し細かく、資料に沿って説明させていただきます。

まず、設置の趣旨でございますが、生涯大学は60歳以上の方々が新しい知識を身につけて、広く仲間づくりを図るとともに、学習の成果を地域活動に役立てる、そういった社会参加による生きがいの高揚に資するという目的で設置しております。昭和50年に開学した歴史のある学校でございます。

資料の16ページの沿革でございますが、歴史をかいつまんで説明させていただきます。左側の2段目、昭和50年4月3日に老人大学という名称で開学いたしまして、この時は4年制で始めております。

校舎は千葉市仁戸名町にある厚生年金休暇センター内をお借りしまして、一般学部として園芸科が70名、陶芸科が25名、生活科学科が35名、総合福祉科が50名、それから通信教育学部320名を合わせて500名の定員ということで発足をいたしました。

その後昭和53年4月に、5学園6校舎にしました。定員を730名にし、現在の5学園6校舎という体制が生まれております。それまでは4年制でやっていたんですが、これを2年制というふうに改めました。その時は、下の方に校舎・学科及び定員が書いてございますけども、それぞれ公民館や市民センターなどを借りて、授業をやったということでございます。

そして、昭和54年1月になりまして、京葉学園の校舎竣工ということで、ここで初めて自前の校舎が千葉市仁戸名町にできました。昭和55年4月1日には、2年終わってから更に学ぶためにもう2年ということで、京葉学園に専攻科を設置しました。

次の17ページですが、昭和55年以降は、京葉学園の園芸科の学習室をつくったり、東葛学園の校舎を県のお金で建設してきました。定員についても、順次増員しているということです。平成5年4月には、学校名が「老人大学」から「生涯大学」という今の名前に改称をしています。

併せて東葛飾学園に専攻課程というのを、京葉学園に続いて東葛にもつくったということです。平成10年3月に、南房学園の校舎を新築しております。平成11年、茂原にある外房学園も校舎を新たに作ったということです。

次に18ページですが、平成15年4月に、これまで無料であった授業料を有料化し、一般課程が年額18,000円、通信課程が4,000円、専攻課程が8,000円ということです。新しい動きとしては、平成18年の4月に東総学園、外房学園、南房学園、この3学園に陶芸専攻科をそれぞれ新設したところであり、このような昭和50年からの歴史がございます。

資料の2ページに戻りますが、こういう歴史ですけれども、このページの2番目の生涯大学の学園、課程と学科、定員ですが、県内に5学園6校舎ありまして、生涯大学校には一般課程、これは通学の2年制の課程、それから通信課程、そして通学の2年制の専攻課程という三つの課程がございます。それぞれ一般課程では、京葉学園には福祉科・生活科・園芸科・陶芸科というものがありまして、現在の定員がそこに記載されております。

東葛飾学園の浅間台校舎には、陶芸科がございませんが、その代わり江戸川台に陶芸科があつて、ここには園芸科がないという状況です。東総学園・外房学園・南房学園については、それぞれ福祉科・生活科・園芸科・陶芸科といった設置です。

それから通信課程というのは、在宅の学習ということで、通うことではないんですが、2年制の通信課程を設けています。定員が京葉学園の500名ということになります。

もう一つ、専攻課程ですが、京葉学園の社会専攻科という、福祉科と生活科を卒業された方が新たに入れます。そして園芸専攻科、陶芸専攻科というのが京葉には3科あります。東葛飾学園の浅間台校舎には園芸専攻科、江戸川台校舎には社会専攻科と陶芸専攻科、東総・外房・南房学園については陶芸専攻科があります。

授業料については、平成15年から一般課程で年額18,000円、通信課程で4,000円ということになっています。

3ページを開いていただきたいと思います。生涯大学校で、どういう内容を教えているのかということがございますけれども、まず一般課程ですが、福祉科も生活科も、園芸科も陶芸科もすべての方に学んでもらおうということで、共通科目が60時間設けております。

内容的には、地域指導者としての活動に必要な基礎的な知識の習得ということで、この大学が目指しております地域活動のリーダー養成という大きな目的がございます。この目的の観点から共通科目として、地域指導者としてのリーダーのあり方、地域社会で活動していくための必要な知識の習得、そういったものを共通科目としています。

専門科目でございますけれども、福祉科では専門の講義を88時間、内容的には社会福祉概論だとかそういう福祉の知識、あるいは介護に必要な知識の習得、介護自身も含めています。生活科では記載のとおり、生活に必要な知識ということです。園芸科については、野菜だとか園芸に関する基礎的な知識、実習でございます。陶芸科については陶芸に関する基礎知識、陶磁器の歴史そういった基礎的なものから、陶芸の実習というものをやっております。

この授業は毎週1日持っております、年間で37日登校して、学習していただいています。1日は4時間程度ということです。通信課程はスクーリングがあつて、その他テキストによる学習です。学園位置ですが4ページから10ページまでそれぞれの学校の位置がありますので、見ていただきたいと思います。

11ページは、管理運営について先程申しましたけれども、ハリマビシステムに指定管理

ということで委託しております。委託料ですが、これは県の持ち出しになるわけなんですけれども、平成 18 年に 2 億 9900 万、約 3 億ですね。19 年度も同じ 3 億、来年度も 3 億、持ち出しが約 3 億、県が持ち出しているということになります。

収支状況でございますけれども、生涯大学校の運営は、約 3 億円の指定管理料と先程言った授業料、これが 18 年度の実績ですけれども、4,938 万円、合わせまして授業料と指定管理料で、3 億 4900 万の収入がございます。これに対して支出については、職員の人件費、事業費として 3 億 800 万、その他管理経費といたしまして、4,200 万、こういう収支でございます。

職員の状況ですが、一番右の合計の欄を見ていただきたいんですが、それぞれ学園別に職員の数が出ておりますけれども、事務総長以下の事務員で 37 人、それから技術員 34 人、合計 71 人の職員で運営しております。

13 ページを見ていただきたいんですが、応募の状況を平成 7 年から表にしてございます。一番下の合計欄を見ていただくと分かる通り、平成 7 年の応募者数は 1,080 人の定員に対して 2,131 人で、平成 10 年のピーク時には、1,080 に対して 2,983 人の応募者がありました。

以降、約 2700~2,800 人台で推移し、平成 15 年の授業料の有料化がございましたが、16 年に 2,124 人と、2,019 人、1,900 人、そして 1,000 人台ということで、やや下がっているといった状況でございます。定員に満たない部分が学園別、学科別に網掛けしてございますので、御覧いただきたいと思っております。

次が学園、学科別の学生数ということで、19 年 4 月 1 日現在、何人の方が在学しているかということでございますが、京葉学園の一般課程では 1・2 年生で 634 人、全学園の合計で一般課程、2,279 人の方が在席しています。

専攻課程については、合計で 1,188 人の方が在席しております。通信課程でございますけれども、定員が 500 に対して 1 年生が 25 人、2 年生が 25 人、合わせて 50 人という現状でございます。

15 ページには、卒業の推移がございますけれども、一番下の合計で、今まで 42,566 人の方が卒業をされているというところでございます。

最後に 19 ページの他の都道府県の生涯大学校の状況ですけれども、37 都道府県で何らかの高齢者の関係の学校はあるというところでございます。この中で一番右の欄、専用校舎あるなしで見ますと、栃木県がやはり専用校舎を持っているということです。それから埼玉県「彩の国生きがい大学」も専用校舎を持っておりまして、千葉県にほぼ近い形であると考えます。ほかに石川県、山梨県も専用校舎があります。

千葉県より大きな規模で運営している、兵庫県「いなみ野学園」が専用校舎を持っていて、人数が 1,760 人とかなり大人数でやっておられます。それから広島県、鹿児島県も専用校舎があるという状況でございます。

簡単に現状を御説明いたしました。先程、課長の話にもありまして、開学から 30 年経過して、地域間の格差があり、また、県の管理で毎年約 3 億円掛かっているという状況、あるいは社会環境が変化している、例えばカルチャーセンターが開

校してきている、NPO 活動が活発になっているということがございますので、生涯大学の今後のあり方、全体を見直していきたいということを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

(國生委員)

國生と申します。私も生涯大学の方の NPO 活動関連の授業を任せていただいておりますが、今は東葛飾学園江戸川台校舎の授業で、教室に溢れんばかりの生徒さんがいらして、盛況しているんですけども、毎回伺わせていただくたびに、「どのくらい地域で活動をしていらっしゃるでしょうか」という質問をさせていただいております。120～130名の教室で、実際に地域で何らかの活動をしていらっしゃる方は1割にいかないですね。寂しい感じがします。地域活動に役立てるといふ目的の一つが、卒業された方達に、どれくらい実績としてつながっているのか、各学校での追跡調査みたいなものはなされているのでしょうか。

(横尾室長)

地域活動ということでやっておりますけど、そういった追跡調査というものはやっておりません。

(飯田課長)

補足します。ここに卒業生4万人ということで、その中でOB会を作ってがんばっていらっしゃる方は、どうしても特定多数というか卒業同窓生だけで集まるという傾向ができるということがあります。今までの流れだとそういうこともあったんでしょう。これから地域とかの連携というのは、県としてもそういう方向をある程度目指すような形で、この学校というのをも考えていきたいと思ひます。

(林会長)

ありがとうございます。他にどうでしょうか。

(横山委員)

最後のこれから見直していくというお話があったんですけど、どういうふうに見直していくのかということです。その前に人気の学科というんでしょうか、ものすごくありますよね。例えば、陶芸科というのは何年待っても入れないと言われ、一部では網かけがありましたが、あまり多くない部分もあります。そういうことで非常に地域差がある、科目差があるということ、それから定員とどれくらいの申込者の倍率があるのかということなど、具体的に教えていただいた上で、こういう点を主に見直すというお話をいただくとありがたいです。これは60歳以上の人を対象にしている、この方々の老後の生活の生きがいというのが最大の目標ですよ。ここに書いてあります。ますます増えていきますから、規模を拡大する必要があるとお話をいただきました。

いです。

(横尾室長)

見直しの方向というのは、実は明確なものはありません。確かに陶芸科は人気がありまして、毎年抽選でやっているような状況です。これから高齢者が増える中で、決してなくすということは全く考えておりません。

ただ、確かに生活科だとか一部地域では定員に満たない学科もございます。変な話ですけど、例えば生活科を止めるとか、福祉科を止めるとか、そういったものは一つの選択肢であろうと考えます。指定管理者の関係がございますので、そういったことを短期的に進めて、長期的にはそれぞれいま國生さんがおっしゃいましたけど、科目を地域でもうちょっと活動できるような形をとるとか、全体を含めて検討していかせたらと考えます。

倍率でございますけども、京葉学園については、定員が合計 330 人に対して 469 人で 1.42 倍、倍率が 1 以下なのが福祉科で 0.87 というのがございます。東葛飾学園でいきますと、合計で 1.75 の倍率、ここは福祉科も 1.05 ございまして、1 を切っているという学科はございません。

東総学園についてですが、これは 0.54 という結果で、福祉科が 0.24 ということで低いです。人気の陶芸科でも 0.84 というところです。外房学園、茂原でございますけども、合計で 0.85 ということで、これも 1 を切っております。福祉科が 0.56、ここは生活科が 1.60 ということでまあまあですが、園芸科が 0.74、陶芸科は 1.04 になります。

南房学園、館山にございますけど、合計で 0.45 倍ということで、福祉科でいいますと 0.07、生活科が 0.33、園芸科は 0.57 倍、唯一陶芸科はやはり人気がございます、1.32 倍という結果でございます。

(飯田課長)

いま説明させていただいて、方向性についてよく分からなかったと思うんですが、基本的には明確なものは県としても持っておりません。ただし、考え方として、当面定員割れしてずっと低迷しているところは、県としてもどうしようかという見方が一つですね。

それと長期的にこういう形で状況が変わってきて、今までみたいに県がカリキュラムを組んでそこにどうぞというスタンスが将来的にいいのかどうか。皆さん方が自分でこれをやりたいとかと、どんどん多様化してございますので、そういうものを県の方が最初から仕立ててするようなスタンスがいいものかとかという長期的な方向性、そういう大きく二つですね。メインといわれているような学校、正直申しますと、県の方も非常に財政が厳しい中で、こんな人が来ないところをいつまでも続けるんだという声も内外からもありますし、地域性というのもございます。

確かに学校というものを、昼間からそういうところに行くのはどうかなというよう

な地域もございます。ニーズに合ったような別の仕組みとか、そういうものの方がいいんじゃないとか、そういう視点を持って、当面人気のあるところはそのままとりあえずは、どんどん入ってきていただけますし、ニーズがあるということでもいいんですけど、そうじゃないところをどうしたらいいか、2段階に分けて少し整理をしていきたいなと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(林会長)

ありがとうございます。

(野老委員)

老人クラブの連合会長です。御存知のように生涯大学校は、1991年に国際連合が我々高齢者のために、世界高齢者の5原則の中で、特に尊厳の5原則と言われております。4項目に自己実現というのがございます。1999年は国際高齢者の年でございまして、この年に年度の普及結果がもし実現しないような国であるならば、その国は一等国にはなれないという現実の後押しされまして、生涯大学校が出来上がったわけでございます。

毎年私ども老人クラブを代表いたしまして卒業式、あるいは入学式には参加して事態を拝見させていただいております。今年度は確か1,700人の方々が卒業しているんです。4学級あります。入った時にはもう少し多いようです。2年間勉強するようになると思うんですけど、4学級あるわけですから、少なくとも6,800人は常に自己充実、自己実現を目指しまして勉強しているわけです。

そういう中で、私も老人福祉法によりまして、老人クラブを組織させていただいているわけでございます。国も県も、そして市町村も我々の立場を認めてくださいました。それなりの対応をさせていただいているわけでございます。

大変残念なことですけども、私どもの千葉県では、老人クラブに対する加入率が少ないんです。後ろから数えた方が早いです。例えば、兵庫だとか愛知だとか、あるいは石川だとかこういうところはいずれも40%を超えて、50%に近いような加入率があるわけです。そして老人クラブの人達が生涯大学校に入ります大体の目安は、多い時で25%、現在は20%くらいが老人クラブの会員になっているわけです。

ただ、残念ではございますが、誰でもそうですけど、東葛地区・千葉地区と、外房あるいは南房の館山に近い方の地域につきましては、志望者の数が極端に違うんです。例えば東葛の方は、大きなことを言えば10倍とも言えるくらい、5年も待ってやっと入れるというような状態ですけども、銚子や茂原市にあります、あるいは館山市にあるわけですけど、個々単位になりましては、なかなか満たされた入学者数がない。

この結果によりましては、私は県と国が何かの会議をしなければならないという、いわゆる行動を起こすための最初の段階であると理解しております。そして今までやってきた県当局の高齢者に対する教養組織の充実は、47都道府県の中でもトップとは申しませんが、少なくとも10番以内に入るような努力をさせていただいていると



理解しております。

ただ何度も言うように、外房あるいは南房、東総の地区につきましては、この問題点は素直に皆さんに考えて、理解していただきたいと思うんです。とにかく生涯大学校はやらしてもらわなければならない、やらなければならないという考え方は捨てることはできません。

少なくとも尊厳の5原則の中で、国際連合が決議までして、そして国際高齢者年を作ったまで、例えば介護保険にいたしましても12年にやらなければ日本は一流国になれなかったという世界の流れの中で、是非考えて強化していただきたい。ただし、なぜ東葛地区や千葉地区は何倍にも入っていただいて、こちらの地区、東の方はどうして入らないか。

これははっきり申し上げます。生活の格差です。例えば政府がいつも発表する時には、年金の格差は200万円以上と、199,9千円以下に分けているようでございますけど、こちらの私の大網白里町ですが、私どもの状態の中で、東葛地区や千葉地区に比べますと、100万円はおろか、50万円の年金ももらっていないという方々が、老人クラブに至ってはほとんどなんです。

この格差を考えた上で、私はこれからの募集活動をして、高齢者が老後を満たしてあげるようなやり方をもっともっと進めていただきたいということを申し上げます、発言を終わらせていただきます。

恐縮ですが、これは4月1日号です。現在会員が166,200人でございますが、これを少なくとも30万くらいにしなければならないというような希望的観測を持っております。4月1日号、これを18万部印刷いたしまして、会員一人ひとりに配っております。どうか皆さんも確かお顔を見ますと、皆さんが60歳以上になっていらっしゃるような感じでございます。

国が法律を作っている。個人主義者を強要するつもりはございません。個人主義も一つの立派な人格だということです。それから体が悪い人とかですね。それにしましても、千葉県がこういうような教養活動が強く行われれば、私は愛知にも負けない、石川にも負けない、兵庫にも負けないということが必ず実現できると思って、皆協力をして活動しております。

どうかここにいらっしゃる皆さんが、何らの特別な考え方も持たずに、個人主義者でない場合は、是非とも一つ仲間に入って、指導者になっていただく役目になっていただくことを要望申し上げます。よろしく願いいたします。

(小林委員)

野老委員のお説には大変そのとおりだと思ひまして、高齢者の生きがい学習というのは、とても大事なことだと思っております。

私の質問なんですけど、なぜ定員割れが起きているのかということです。23ページの応募者の状況の一覧表を見ますと、やっぱり有料化以降、東総学園・外房学園・南房学園の網掛けの部分が大変目立っておりますね。有料化というのが影響しているこ

とが一つと、委員がおっしゃるように生活格差があって、わずかなお金でも出し渋るというか、出せなくなっている状況があると思いますね。

一つ考えないといけないのは、地域別授業料みたいなことをして、こういう地域では1万8千円ではなくて、授業料に格差をつけるのもいいんじゃないかという感じがするんです。平等でなければいけないということはあるかもしれませんが、それぞれの学校での授業内容は違うでしょう。それに差をつけてもよろしいのではないかと思います。

もう一つは、これは質問なんですけど、指定管理者というのはどういう役割なのかです。経営についての責任を持つのを任されているだけなのか、あるいはもっとカリキュラムについても、実際に指定管理者制度の中で、きちっと授業内容とかカリキュラムとかを検討しているのか、そこまで任されているのかということです。

それに関連して、私が神戸大学にいた時に、いなみ野学園で講座などを受け持ったりしましたが、あそこはやっぱり日本一ですごい活発ですよ。カリキュラムもいつも新しくして、受講生の関心を呼べるようなものを作り直しておりますね。

千葉の場合も授業料の問題、経営についてもあると思うんですが、団塊の世代がたくさん出て、これから高齢者も増えていく。しかし、生活観なり世界観なり価値観なりが、いまの高齢者世代の考えとは違ってくることもあると思いますので、カリキュラムの検討ということも大きな課題になるんじゃないかなという気がするんですね。

こういうことができるかどうか分かりませんが、大学でいえばカリキュラムの検討委員会というのがあって、毎年カリキュラムを検討していく協議会のようにして、作っていくわけですけども、そういったものがあれば授業はおもしろくなってくるんじゃないかと、そういうことができるかどうかということです。

この指定管理者制度というのは、私にはよく分からないんですが、公的な仕事を丸投げするというか、そういう部分があるのではないかと。そうすると、3年間受け持ったハリマビシステムという、何をやっている会社かわからないんですが、この会社も経営主体に考えて、カリキュラムの改良、検証まで考えたかどうか。収支状況を見ると、収入も支出も同じ数字が出ています。これは帳簿作りの常識なんだろうけど、例えば利用料収入の総計でいえば、18年度より19年度は若干増えているわけで、相対の問題だろうけど、定員割れをしているところなどは、経営的にはどうなのか。経営的に詰まっているのであれば、そういう面でもてこ入れも必要かもしれませんし、あるいは休校・廃校も含めて、考えていかなければならない状況にあるのかもしれないし、その辺も考えないといけないだろうと思います。

私の質問は以上ですけども、指定管理者の役割ということについて教えていただけますか。

(横尾室長)

おっしゃったとおり指定管理者は、公の県民が利用する施設について、民間のノウ

ハウとかものを利用してよりよく、あるいは手を引いてお金をかけないとか、そういった民間の力を借りてやろうという趣旨です。これはそういった意味では生涯大学の場合は、カリキュラムも含めた制度、カリキュラムを含めた内容の委託でございます。

このカリキュラムについては、今のハリマビシステムというのはどんな会社かというのと、ビルメンテナンスの会社でございます。18年度から始めたんですが、その時はもう学生が2年制でございますので、その前から入ってしまっていて、それほど大幅なカリキュラムの変更はできないという事情があったかと思えます。

以前は県と財団法人で、委託してやっていたんですが、その頃のカリキュラムをずっと引き継いできているというようなことです。指定管理者制度になってそういう民間の力を借りてもっといいカリキュラムというか、そうしたいというふうには思っておりますけれども。

それから経理的なところで12ページですか、19年度は少し努力して授業料と学生を増やそうということで、今便宜を図っていると思うんですが、利用料収入と指定管理者収入がありますね。支出についてはここに出ているんですが、下から3番くらいなんですが、これがハリマビシステム全体が管理したお金ということになります。この辺が多少黒になっているというふうに考えました。

(小林委員)

報償費が29,795千円から35,442千円とついていますね。講師を頼めば何をしゃべっても別に気にしない、特にビル管理の会社で教育産業、これも教育産業ですからね。やっぱり時代に合った内容の話の聞かされていないで、もう5年も6年も前の内容のまま講師が話をしているのでは、学生は誤魔化せるかもしれないけど、年配者はそういう授業でやっていけるかどうか。年配者は年配者なりに時代に合った話を聞きたいだろうと思うし、そういう意味ではビル管理会社に丸投げしているというものが、ちょっと私には理解できません。

(飯田課長)

小林委員のおっしゃるとおりで、一つは現実的なお話をしますと、指定管理をやった18年度というのは、指定管理制度初めての年だったわけです。ですから、千葉県としてもこういう制度でやりますからというのは、ほとんど手を挙げてくれるところはなかったんです。実際この年は二つしかなかった。しかも教育的な専門的なところは、手を挙げてくれなかった。

ところが今は、全国的に指定管理の雑誌もありますし、非常にそういうところに皆さん注目していただいて、ですから多分次回そういう形でやる時には、相当色々な教育的にもそれらの方が手を挙げてくれるんじゃないかというお話があります。これが始まった時には、そういう状態で今のところが決まると、それは何年かごとに見直していくという状況がございますので、御理解いただきたいと思えます。

もう一つは、うちの方も今度、千葉県は比較的若いということで、これから高齢の

方が増えていくという中で、学習意欲のある方も当然増えてきます。ただ、それをすべて県が税金で建物も人もというのはとてもできるような時代ではなくなってきます。

そういう中で、皆さんの学習意欲を、今みたいにやるというのももう持たなくなるので、どういう形で県が支援してやっていったら、これから多くなってくる皆様方の需要を充たすことができるかと、そういう視点も含めて色々また議論をしていって、県が確かにすべて校舎をいっぱい増やしてやっていけば一番いいんですけど、それも県として出せる状況ではないものですから、それをどうやっていったらいいかということも、御相談させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(小林委員)

私も県がすべてやらなきゃいけないというんじゃなくて、民間活用で民間ができることは民間に大いにやってほしいということです。

(横山委員)

もう一つさっき神戸でしたっけ。丁度兵庫県の表が出ておりますので、これで見えますと、兵庫県は随分多彩な対象者といいましょうか、いくつかのカテゴリーに分けてやっていますし、老人大学そのものも三つくらいのカテゴリーになっているということもあります。

それから中の対象者を見ますと、大部分が概ね 60 歳で 57 歳以上ということなんですけど、中には二つほど東京都と大分県は老人クラブの会員に限った組織のようになっているようなところもあります。人数は確かに増えるでしょうけど、やはり対象者がかなり多彩になってくると思うんですね。ですから受ける人達の興味、要求に合わせたいくつかのカテゴリーを考えるということも、必要になってくるんじゃないかとちらっと思います。

先程の委託管理者の話なんですけども、あれは要するに、官僚がやっているといみんな能率が悪いという発想で、指定管理者にするという制度は国中で決まったわけですね。もともとはふれあい財団が運営していたんでしょ。それが悪いから早い話が今度委託管理になったというような感じで、形としては進化しているはずなんです。ただそれが確かに科目まであるいはそういうものの変更だとかそれまで、実際は権限があるとは言われてないというところなんでしょう。そういうところでも今後どうしていくか考えていきたいと思えますね。

(飯田課長)

いま非常にありがたいお話で、一つは兵庫とか東京の例を少し勉強をしてみたいと思っております。それから今もおっしゃったように、うちの方も生涯大学校という形で単体のやり方ではなくて、例えば NPO 法人さんとか老人クラブさんとかそういう連動・連携を将来的に考えていきたいと思っております。皆様方から専門的な御意見

等いただければ非常にありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(國生委員)

今のに關連するんですけど、全部で6校あるのを一つにまとめて、委託していますよね。それを各地域の学校単位での委託というのはできないものなんではないでしょうか。もう少しその地域の特性を活かして、地域のまずニーズ調査から始めた方がいいのではないかと思うんです。そういう分けた委託の仕方というのはできないのでしょうか。

(飯田課長)

今みたいな統一的な同じカリキュラムで学校単位でやるとしたら、今みたいな形になるわけです。ですから、今みたいな形を各地域が自分達で運営するなりそういう形に持っていけば、一つのところというのはなくなると思ひますから、私どもも視野に当然入れて、これから考えていきたいと思ひます。今は学生もいますし、1年生が2年生になるので一気には変えられないですから、そういう中でどういう目標を持って、どういう形で換えていくかということも、また考えていきたいと思ひしております。最初の指定管理の時も議論したようです。今みたいに一つのところじゃなくて、ばらばらにと考えたんですが、今のシステムに固執しているというのが一つのところということで、今はそういう形だということなんです。

(鎌田委員)

奉仕団の鎌田和子でございます。私も組織を持っておりますと、やはりこのとおりに参加者といいますか、そういうのが南・外房・東総、見るたびにまたか、というとおかしいんですけど、南の方などは会員が少ないといいますか人数が少ない。お年寄りが本当に少ないのか、それともいてもこういうところに出て来ないのか。

私がちょっと行事をします時、日程や内容など組む時に非常に苦勞するのは、この辺は農業と漁業ということの住民が多いものですから、そんなことも考えると内容の検討、それから時期とか時間とかそういうものも、今後考えていただかないといけないんじゃないかと思ひます。

老人クラブの会長さんがおっしゃったように、皆が一緒に老後を楽しくしようよというんだったら、やっぱり切り捨てないでこういうところも皆さんが大いに参加して、楽しく過ごせるということに、視点をおいていただけたらありがたいなと思ひしております。自分の経験からそんなことを考えました。

(飯田課長)

貴重な御意見をいただきました。個人的な意見ですけど、外房とか東総とかそういうところには、例えば昼間農作業をやって、それが終わった後の時間に興味のあるやつをやるとか、そういう弾力のある仕組みにしていって方がいいんじゃないかと思ひ

ます。

ただ、今の学園方式をとっていたら、とてもそれはできないということですよ。その辺の視点も入れながら、また考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

(清水委員)

生涯大学校ですか、この辺のいろんな問題があって、出来た当時と今とは時代が全く、同じ部分もあるんですけど、だいぶ違っていると思うんですね。生涯大学校のカリキュラムは、多分昔は行政でやっていて、あまりなかったと思うんですね。今テレビやなんかで似たようなところが相当ありますね。

そういうのに参加される方が所得の格差というのか、さっき負担金をとるようになったから少なくなったんじゃないかということもありましたけど、カリキュラムの問題とか負担する問題とか、社会の状況が変化すると色々といくつものことが入り混じっています。

ただ私が心配することは、もともと高齢化社会に移行していく中で、高齢者がよく生きるために何ができるかということで始まったことだと思います。そのきっかけをどこかで作ってあげないと、なかなか一般に浸透していきません。今すべて民間に任せている。今の医療制度もみんなそうなんですけど、一つ制度ができているのに、また新たに屋上屋を建てるといような、あまり財政的な面から始め過ぎるといかがかなと私は思っております。

県なんかでもそうですよ。病院とかもっと大きな県以外の施設がありますね。それらを切り離そうとしている、障害者の自立支援とかですね。やはり財政だけが勝って政策的なものは一切欠落してしまっている、そういう方向に向かっているということです。国政もそうですけど、県政もお金を払ってのことだろうけど、あまり財政だけが勝ってしまうのはいかがかなと私は思います。

先程小林さんがおっしゃったように、カリキュラムそれ自体に魅力がある、例えば盆栽。庭木なんかは昔はいわゆる需要が今でもあると思うんですね。ただ今になると、盆栽も老人でも扱える、自分のうちでもベランダでもやれるという小さいものを作る。陶芸にしても、これは自分達が勝手にやるわけにはいきません。指導者がいないとなかなか陶芸というのはやるわけにはいきません。老人クラブにお任せしても必ずしもうまくいきません。

ですから、あるところまでのことは行政がきちっとして、その上でどうかという対応が変化していく社会で、県の色んなニーズに応じた規模の、一つはダンスとか今だいぶ流行っているんですけど、それから健康に関することの要請という、関心がありますから、例えばそういうものを取り入れていくと大きな問題になります。

それから先程申し上げました負担の問題ですね。1万数千円とか何万とかという、これも高齢者にとってはだいぶ負担になると思います。今の医療制度みたいに後期高齢者については、なおかつ老人医療という別立てなものを作ったり、そういうこと

をなされているのはいかがかなと思います。そういうふうなことを地域差じゃなくて、もうちょっと最初にあった高齢者自体の生活を良くしていくという考え方が、財政ばかりが勝っちゃってという説明が全体として印象を受ける。それで今お話したわけです。

(飯田課長)

今のお話は貴重な御意見だと思います。当然ごもっともな話で、たとえば県として生涯大学校をこうして変えていくという、ここはもうそういう形で使わないといった場合に、あと県が全く知らない、何も知らないということはありませんで、今おっしゃったようにコーディネート、そういう何かあった時に県が利用者の方がこういうのをやりたいと、そういうのはやって高齢者の方々の生きがいとかそういうものには当然県としてもやっていかなきゃいけないと考えてございますので、とりあえずお話をさせていただきました。

(清水委員)

千葉県は地理的な環境というか、産業的な環境のあるところですね。南とか東ですね。農村というのが多いですね。そうすると、利用者さん達の日常生活の中で、そういうものと密接につながっているから、3時ぐらいに生涯大学校に行くという時間的な余裕とかないかもかもしれませんけど、そこまで行かなくても自分自身の環境の中でそういうのが解決されているのかなというふうには思いますけどね。

ただ東総地区は、一旦リタイアしたら、直接つながるものがなくなってしまいますから、そういうことが手伝って、また人口自体も多いわけです。人口の問題を考えてもニーズが多いということは当然のことで、それはそれなりの地域に応じた対応というものが必要だなと思いますね。

(林会長)

だいぶ皆さんから活発な、貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。まだまだあろうかと思いますが、議題はまだいくつかあります。ただ、せっかくお集まりいただいておりますので、もし何かありましたら短時間でまとめてお願いできればありがたいんですが、いかがでしょうか。

(野老委員)

現在自分から希望してやってくれている方は、継続の意思があるんですか、ないんですか。もう一つは、私は地域大学に元気な力を借りるといいと、名前を出すと恐縮ですけども、例えば城西国際大学、ああいったところは専門的なところがあるはずで。そして県庁の職員がまとめていただいて、いい案を出していただければ。

(小林委員)

城西国際大学は私も4年間おりましたけど、なかなか大学の教員も忙しくて、そういうことはいやだと、例えばそういう大学の学生を使うとか、学生と交流させる会というものがあってもいいし、農村部で園芸科なんかがあっても意味がないんじゃないかと思うんで、伝統料理の話であるとか、そういうことを学生と一緒に学習する機会を作ったり、あるいは子育ての問題とか、料理教室で料理を教えたいという人は山ほどいますからね。そういう人をどんどん使ってやったらいいんじゃないかという気がします。

(林会長)

貴重な御意見をいただきまして、事務局の方も大変参考になったかと思えます。先に帰られた赤田委員さんの方から、僕の方へメモが入っておりまして、これを最後に皆さんに伝えておいてくださいということでございますので、代読させていただきます。

南部地区の地域の定員割れについては、学科の統合を中心に再編成・見直しをされてはどうか、というメモでございまして、この南部地区というのは今出ている東総・外房・南房総のことだと思われます。確かにこちらの方が上の方と比べて、圧倒的に定員割れがしているというデータが出ているので、その辺を学科の統合とか、再編成の見直しをされたらいかがでしょうかというメッセージが入っておりましたので、代読をさせていただきます。

そういうことで、皆さんから活発な意見なりをいただきましてありがとうございました。それでは時間の関係もございまして、課長さんの方から御挨拶がありましたように、これは今日だけでどうのこうのではありません。また、年度が明けて20年度になりましたら、同じような形で更に詰めていく会合を持ちたいということでございますので、議題1につきましては、今日は終わります。

次の議題の方へ移らせていただきたいと思います。2番目の「地域高齢者保健福祉計画（21年度から23年度）の策定について」事務局から説明をお願いいたします。

(永野主幹)

高齢者福祉課企画調整班の永野と申します。よろしく申し上げます。資料の2の方を御覧ください。「次期高齢者保健福祉計画（21年度～23年度）の策定について」ということでございます。現計画が18年度から20年度までの計画になっていますので、来年度、平成20年度に次期計画の策定について検討するという御説明をいたします。

計画の位置付けなんですけど、これは老人福祉法及び介護保険法の中で、法定計画ということになっております。それから、千葉県地域福祉支援計画の高齢者分野に関する個別計画、県では地域福祉支援計画というものをつくっておりますけど、これを全体の計画とするならば、この会議で策定しますのは高齢者の計画ということなんです。

計画期間は御覧のとおりですね。平成21年度から23年度までの3年ということなんです。



す。申し遅れましたけど、高齢者保健福祉計画は介護保険の事業計画です。これは市町村がつくるものですが、県は各市町村が作ったものをトータルに集めまして、支援計画という形にします。ですので、高齢者福祉計画の中に、介護保険の支援計画というものが含まれているといったことを御理解いただきたいと思います。

策定方法なんですが、「千葉県地域ケア整備構想」、これは現在策定中のもので、3月19日までパブコメをしまして、それを現在取りまとめ、明日この地域ケア構想の検討委員会がございますけども、年度内には整備構想はまとまるというものです。簡単に言いますと、この30年間の千葉県の高齢者人口の増、要介護者の増、そういうものを見通した中で、どういうふうな形で高齢者福祉を進めていけばいいのか。

例えば、特養とか老人保健施設、あるいはグループホーム、有料老人ホームも含めて、そういう介護基盤の整備、また医療とか介護の連携、今後増えると言われております認知症高齢者の地域での見守りとか、そういったものをいくつかの柱を立てて、これからの県としての取り組み方法を構想としてまとめているものであります。

それとの整合性を図るということで、次期計画です。次期計画というのは、構想の中の直近の3年間について、具体的な方策などを盛り込んでいくということで、作成していくことになると思います。

そのための方法として記載のように、ここで高齢者保健福祉計画策定作業部会というものを設置し検討する、これについては後で少し説明をします。また、県民の意見を広く聞くため、市町村と連携をして、タウンミーティングを開催して、またパブリックコメントも行っていきます。

また、この策定に当たっては、「千葉県介護保険事業支援計画・老人保健福祉計画作成懇談会」、それからこの委員会でございますけども、「千葉県社会福祉審議会老人福祉専門分科会」等の専門的な立場からの意見・助言等により計画づくりを進めたいと思っております。

いま申し上げました作成懇談会ですけども、これも新しく計画を作成するということで、20年度から22年度まで新たに委員の任命をさせていただきまして設置をします。委員数は33名です。この懇談会を親会としますと、作業部会ということで、これも1年間ですけども、設置をするという、委員については25名程度です。これは一般公募10名ということで、広く県民の皆様の御意見をお聞きするというところで考えております。

次のページにつきましては、いま述べましたことを年間のスケジュールとして、記載させていただいております。4月に作業部会を立ち上げたいということです。今現在作業部会の方の委員さんの公募は、終わったところでございます。概ね10名の方からの応募がございました。

4月からこの作業に取りかかりまして、親会の方の懇談会、これは年3回の予定で開催したいと思っております。年度末まで作業を進めて、3月に成案としたいということで、このスケジュールのような形で行いたいと思っております。

次のページでございます。策定体制ということをお先程若干、御説明しましたが、左

の上の方でございますけども、「千葉県介護保険事業支援計画・老人保健福祉計画作成懇談会」を親会としまして、その下に策定作業部会を置くというような構図となります。作成懇談会と並列で、「老人福祉専門分科会」、この会を専門的な立場からの助言等をいただくということで位置付けております。簡単でございますけども、新たな計画を策定するに当たりまして、このような内容・スケジュール等策定の体制も含めまして、進めたいということでございます。

スケジュールの方を御覧いただきたいと思います。策定スケジュールと書いてございますけども、4月から策定の方の具体的な作業に入りまして、9月から11月、秋口に計画の素案をまとめたいと思っております。上半期に作業部会の方で御意見を出していただいて、それを素案の中にまとめていきます。

素案につきましては同じく秋口ですけれども、更に関係団体等に意見照会とか、タウンミーティングの開催やパブリックコメント等により、色々な御意見を更にいただきたいと思っております。以上でございます。

(林会長)

ただいまの次期の高齢者保健福祉計画（平成21年度～23年度）の策定についての御説明をさせていただきましたが、これにつきまして皆さん方より御質問はありますか、いかがでしょうか。

(清水委員)

この報告の計画自体変わったばかりですから、それはそれでよろしいんじゃないですか。

(小林委員)

作成懇談会というのは、どういう人達になるんですか？

(永野主幹)

学識経験者として健康福祉常任委員会及び商工労働企業常任委員会の委員長や大学教授など、保健・医療関係として医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、日本病院会、日本精神科病院協会、老人保健施設協議会、訪問看護ステーション連絡協議会、市町村保健活動連絡協議会、福祉関係として社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、高齢者福祉施設協会、ホームヘルパー協議会、有料老人ホーム協会、生活協同組合連合会、厚生農業協同組合連合会、在宅サービス事業者協議会、たすけあい協議会、介護福祉士会、介護支援専門員協議会、被保険者代表として老人クラブ連合会、認知症の人と家族の会、労働者福祉協議会、連合婦人会、それから市町村、国民健康保険団体連合会という構成になってございます。

(小林委員)

もうこの懇談会はできているわけですね。

(永野主幹)

現計画の策定推進のためのものができてございまして、この3月に一応任期が満了するということで、新規にまた委嘱をしてお願いをするということです。

(野老委員)

介護保険につきましては、本当に“ゆりかごから墓場まで”ですか、私達の幸せ、これはやっぱり続けなければいけません。皆が悩まなければならないものだと。自分の身内から一人いきますと、身につまされるというのが、今の介護保険の現状ではないかと思います。清水さんなんか篤志家の方ですから、その篤志家がいなくて今のところ何かがあった場合、自分のうちで介護能力がない場合、そういうところへ預けなければならないんです。

ところがそれを国が作ればいいけども、今は篤志家の人を作っているんですね。お金がある人、土地を持っている人、そういう人。それに対して県は、何床かを押さえようとするので金を出さなくても、ここへくると市町村なんかはそんなことはおかまいなし。市町村は金を出さないのが当たり前のような形で、今横行しているわけですね。

少なくとも本当から言えば、道路財源のように59兆円なら59兆円あれば、福祉に対する国の予算が大きくなる限りは、なかなか私達の希望は満たされないと思うんですよ。ですから篤志家の方々が、とにかく提供してくれたそこへ入って、本当の意味での介護保険からはまだ遠い存在だと思っています。

そういう意味で私は、皆さんがこと細かく前にやってくれました地域の考えには、すごく福祉という考え方に対して、多少ですけども知識が広がってきたと思うんです。これをもう少し広げないと、皆さんが真剣に考えてくれない。国でやってもらわなければならないんだと。篤志家にだけそれをやってもらっていたから、それでいいんだろうという考えから抜け出すだけの考え方を、私達の中で盛り上げていかなければならないという気がしてしょうがないんです。

(林会長)

分かりました。今言ったのは、そういう福祉計画をこれからつくっていくということで、そのスタッフは事務局から申し上げたとおりでございます。そのうちに多分入られると思いますので、ぜひその委員会の時にそういう御発言をお願いできればと思います。

この件につきましては、高齢者の保健福祉計画が21年度から23年度について、いよいよ今言ったような各分野の代表が集まって、色々とスケジュールに沿って開催していくという御説明でございますので、そういうことで御理解をいただければと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、一応報告事項となっておりますが、「有料老人ホームの指導の強化」につきまして、御報告をお願いいたします。

(向後室長)

高齢者福祉課施設福祉推進室の向後です。よろしくをお願いいたします。それでは報告事項について説明させていただきます。資料3を御覧いただきたいと思います。有料老人ホームの指導の強化ということです。

このきっかけとなりましたのは、全国的に新聞報道されました昨年になりますけども、1月に浦安市にありました無届有料老人ホームにおいて、入居者に対して金具や金属製の柵を使いまして、行動の自由を制限するという、尊厳を損なわれるような行為が、繰り返し、継続されて行われていたということでございます。

これにつきまして、県では身体拘束の廃止とか虐待防止について、高齢者・障害者グループホームですね、入所系施設に対して注意喚起をするとともに、2番目にあります「有料老人ホーム等対策検討有識者会議」というものを設置したわけでございます。

その目的なんですが、2番に書いてありますように、高齢者の入居しております有料老人ホーム等の適切な運営を確保するために、国とか自治体、事業者がどのようなことをこれからやっていくべきかということで、学識経験者を委員とする有識者会議を設置しました。4月から10月にかけてまして、5回議論を重ねていただきました。10月30日に県の取るべき対応等ということで、提言が出されたわけでございます。

有識者会議のメンバー、対応の内容につきましては7ページに記載してございますけど、有料老人ホームの定義の解釈の拡大、高齢者虐待防止に向けた対応など、5項目について提言がされました。県としてどのようなことをしたかと申しますと、定義の趣旨に沿いまして、今まで千葉県では高齢者の方々に御入居いただきまして、入浴とか排泄の介助とか、食事の提供など一定のサービスを提供する施設については、高齢者のみを対象とするところについて、有料老人ホームとして定義し解釈をしていました。

高齢者以外の方が一緒に入られている場合については、当然有料老人ホームとして老人福祉法上の届出をさせていなかったわけでございます。これは施設が出て、入居されている方に問題が生じることは悪いということで、課長が挨拶の中で言いましたけども、指導の対象を広げるということで、高齢者事業の方も入居しているところでサービスの提供があれば、届出をしていただいて、必要に応じて指導をしていくとそういうことでございます。

そういう解釈の拡大とともに、施設がどういうところにあるか、その内容について市町村と連携をとりまして、情報収集といった形に努めていくということで、市町村に対しても説明を行うということでございます。事業者に対しましても、今度は高齢者以外のところも入居対象としますのです、そういう解釈を明確化して、4月1日から施行ということで、十分事業者さんに対しても周知を図りまして、適切な運営を指導

していくという考えでございます。

それ以外の提言がございますけれども、それについても具体的に引き続き検討していく所存であります。その内容につきましては、2ページ以降に記載してございますので、御覧いただきたいと存じます。以上でございます。

(林会長)

ありがとうございます。ただいまの御説明のとおり、有料老人ホームで虐待があったということです。私は、たまたま千葉県の高齢者福祉施設協会の代表になっておりますが、ここには県の方からいろんな委託等をいただきながら、また我々協会としても独自に、働いている職員さんの虐待防止の研修会等をやって、こういうことがないようにやっています。

有料老人ホームは、私どもとは全く別の組織ですかね。そういうところでありましたので、多分、研修等も我々の協会とはあまり積極的にやられてはいなかったのではなかろうかと推測されます。そんな中での出来事だったと認識しているわけです。有料老人ホームもこれからは、県の方で指導していくという内容だと思います。

この資料3については、そういう中身が入っているということでございます。これは一応報告事項ということで、県の方も有料老人ホームについても、積極的にこういう指導をしていくんだという報告でございます。そういうことでよろしいですか。

それでは本日の議案につきまして、特に第1番目の生涯大学の指定管理者制度の部分につきましては、皆さんから貴重な御意見をたくさん頂戴いたしましてありがとうございます。先程申しましたとおり、今年度は今日で終わりですが、また年度明けますと、これにつきましては再度また詰めていきたいと思っておりますので、御案内が行くと思っております。ぜひ、その節にはよろしくお願いをしたいと思います。それでは本日は閉会をさせていただきます。ありがとうございました。

(松本副課長)

林会長さん、ありがとうございました。以上を持ちまして、平成19年度第2回千葉県社会福祉審議会老人専門分科会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。